

2 外出支援サービス事業

対象者



長泉町に住民登録がある65歳以上の方で、次の①～③すべての条件を満たす方

- ① 要介護1～5の認定を受けている方
- ② 町民税非課税世帯に属している方
- ③ 一般の交通機関を利用することが困難である方

※障害者手帳の交付を受けていて、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

事業内容

自宅と医療機関の移動のために利用するタクシー料金の初乗り運賃を助成する利用券を交付します。

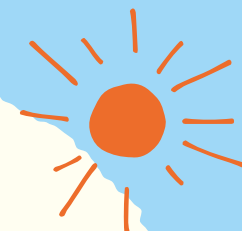
※利用券は月4枚まで利用できます。
(申請した月から年度末までの月数×4枚を発行します)

申請方法

- ① 担当のケアマネジャーと面談
- ② 面談したケアマネジャーが、長寿介護課に申請書等を提出



高齢者の外出を支援します



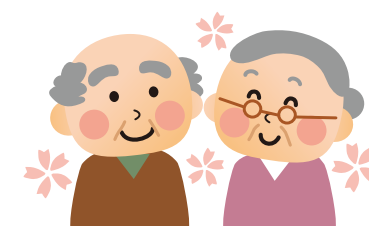
長泉町では、高齢者の日常的な通院や買い物などの移動を支援する2つの事業を実施しています。



- 1 ・75歳以上の方
・運転免許証を返納した65歳以上の方

マイナンバーカード活用 タクシー利用助成事業

タクシー運賃の一部を助成します。



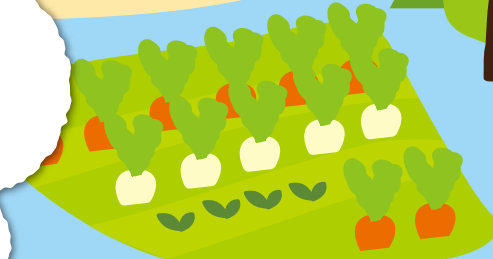
- 2 ・要介護1以上の認定がある
非課税世帯の方

外出支援サービス事業

病院と自宅の往復に使うタクシーの初乗り運賃を助成します。

長 泉 町 外出支援サービス事業利用券	
利用券番号	第 号
氏 名	
助 成 額	小型の基本料金相当額
目 的	通院のため
経 路	
有 効 期 間	年 月 (日)
発行者	長泉町長
発 行 日	年 月 日
取 扱 店	
取 扱 店 名	

※この利用券は、乗車1回につき1枚しか使用できません。
※この利用券は、通院目的以外には使用できません。
※乗車前までにこの利用券をタクシーの運転手または利用者のどちらかに提示し、乗車後から利用料金を支払う利用方法から利用を希望してください。



問い合わせ先

長寿介護課 高齢者支援チーム ☎055-989-5537

1 マイナンバーカード活用 タクシー利用助成事業

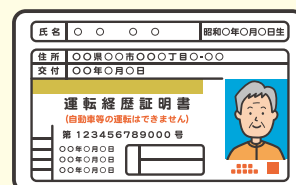


対象者

長泉町に住民登録がある方で、
次の①②いずれかの条件を満たす方

- ① 75歳以上の方
- ② 運転免許証を自主返納した
65歳以上の方

(期限切れ等で免許失効し、
運転経歴証明書を取得した
方も含む)

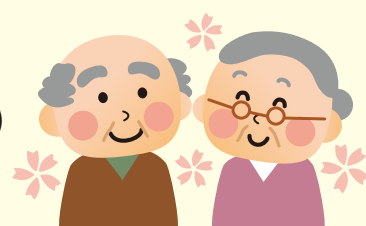


助成内容

助成内容は以下の通りです。

助成回数 年**50**回まで(1日2回まで)

- ① 利用登録者1人で乗車する場合
タクシー運賃の**半額** 助成(上限額600円)
- ② 利用登録者2人以上で乗車する場合
400円×利用登録者乗車人数



助成例

かかったタクシー運賃が1,200円の場合

① 利用登録者1人で
乗車すると…
助成額:600円
利用者負担額:600円

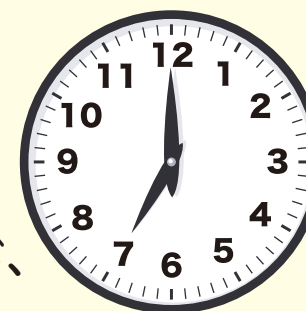


② 利用登録者2人で
乗車すると…
助成額:800円
利用者負担額:400円



助成の条件

乗車した時間が、
午前7時から
午後7時の間であること。



乗車・降車場所のいずれかが
長泉町内であること。



申請方法

長寿介護課、または南部地区センターで申請

【持ち物】

- ① 75歳以上の方
マイナンバーカード
- ② 運転免許証を自主返納した
65歳以上の方
・マイナンバーカード
・運転経歴証明書(または「申請による
運転免許の取消通知書」)

